

報 道 資 料

令和 8 年 9 月 1 8 日
薬務・衛生課
榎谷、岩佐
内線：62351、62354
ダイヤル：27-8673

公用USBメモリの紛失について

このたび福祉保険部医療政策局薬務・衛生課において、個人情報等が保存されたUSBメモリを紛失する事案が発生しました。

関係の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫びいたします。

1. 事案の概要及び経緯

紛失したUSBメモリは、医薬品医療機器申請・審査システム^{※1}と県端末間でデータを受け渡しするために用いていたもので、外部持ち出しを禁止し、執務室内に限定して使用を認めていたものです。

9月9日（水）に、保管状況を検査したところ、USBメモリの所在が確認できませんでした。直ちに執務室内を搜索するとともに、警察署に遺失届を提出しましたが、現時点において発見には至っておりません。

なお、県端末における当該USBメモリの接続記録（使用ログ）を確認したところ、最終使用日は8月25日（火）です。

当該USBメモリには個人情報等を含むデータが保存されておりますが、使用の際にはパスワード入力が必要で、また保存データは暗号化されております。現時点では、保存された個人情報等が第三者に流出したという情報や不正に使用された事実は確認されております。

2. 紛失したUSBメモリに保存されていた可能性のある個人情報等

＜個人情報＞363名分^{※2}

（1）医薬品医療機器製造業等の許可を取得している法人代表者氏名、役員氏名

（2）医薬品医療機器製造業等の管理者氏名・住所・生年月日

（3）医薬品医療機器製造業等にかかる県への申請等担当者氏名

＜法人の内部情報＞15社分^{※2}

（1）製造品目情報（配合添加物名称及び分量、有効成分並びに製剤の製造所及び製造方法、規格及び試験方法）

※1 医薬品や医療機器などの承認・許可・届出を行うための国の電子申請受付システム

※2 USBメモリ使用後に、データを消去したもの、消去しなかったものが混在するため、取り扱ったデータの全件数を記載

3. 原因

課内運用規定により、USBメモリ使用後は所定の保管場所に返却することとしていましたが、徹底されていませんでした。

4. 対応状況

関係者に対して、謝罪と事案の説明を行いました。

5. 再発防止に向けた取組

今後このような事態を招くことがないよう、課員全員に個人情報等の取扱いの重要性について再度徹底するとともに、以下の再発防止策を進めてまいります。

- ・USBメモリ使用後は直ちにデータ消去を徹底する。
- ・管理職がUSBメモリを保管管理し、使用は県の執務時間内に限定するとともに、貸出・返却の日時の使用記録簿への記載を徹底する。
- ・職員への情報セキュリティ教育を追加実施する。